

かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価

骨子【Ⅱ－１】

1. 複数疾患を有する認知症患者に対して、継続的かつ全人的な医療等を実施する場合に、主治医機能としての評価を行う。
「Ⅰ－３－１－①」を参照のこと。
2. 地域包括診療料及び地域包括診療加算による主治医機能の評価について、その施設基準を緩和し、普及を促す。
「Ⅰ－３－１－②」を参照のこと。
3. 小児科のかかりつけ医機能を更に推進する観点から、小児外来医療において、継続的に受診し、同意のある患者について、適切な専門医療機関等と連携することにより、継続的かつ全人的な医療を行うことを総合的に評価する。
「Ⅰ－３－１－③」を参照のこと。
4. 地域包括ケアシステムにおける地域完結型医療を推進していくため、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所を新設し、当該保険医療機関の歯科医師が行う、う蝕又は歯周疾患の重症化予防に係る管理、摂食機能障害及び歯科疾患に対する包括的で継続的な管理を評価する。
「Ⅰ－３－１－④」を参照のこと。
5. 患者本位の医薬分業の実現に向けて、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を実施するかかりつけ薬剤師・薬局を評価する。
「Ⅰ－３－１－⑤」を参照のこと。